

支店ニ申出スルニ

第廿一條

本組合ニ職人サシキスルモノハ本組合ノ規定ニ適合スルモノニシテハ

第五章 解 合 員

解合員ニシテハ本組合ノ規定ニ適合スルモノニシテハ

第廿二條

本組合職員ハ本組合ノ規定ニ適合スルモノニシテハ

第廿三條

本組合職員ハ本組合ノ規定ニ適合スルモノニシテハ

第廿四條

本組合ハ本組合ノ規定ニ適合スルモノニシテハ

明團法人協調會大阪支所

第廿二條

本組合員ニシテ脱退セントスルトキハ其ノ理由ヲ明記シ組合員章及ビ組合徽章ヲ添へ所屬支部又ハ本部ニ届出ゾベシ

第廿三條

本組合ノ綱領規約ニ違反シ罰金ヲ納メタル者ハ執行委員會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルベシ

第廿四條

本組合ニ顧問及ビ相談役ヲ置クコトヲ得

第廿五條

本組合各支部ノ規約ハ本規約ニ反セザル範圍内ニ於テ定メ執行委員會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第廿六條

本規約ニ規定ナキコトハ本部員會ニ於テ決定處理ス

第廿七條

本規約ハ大會出席者三分ノ二以上賛成スルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ